

件 名

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

介護時間の取得要件を緩和するため、及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行の規則の内容

学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるもの

2 改正の内容

- (1) 介護時間について、始業又は終業に連続する時間にのみ取得可能とする取扱いを廃止し、1日のうち任意の2時間を超えない範囲での取得を可能とする。
- (2) 3歳に満たない子を養育することを申し出た学校職員に対する意向確認等の措置を講ずる期間を、当該学校職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの期間とする。

(県立学校人事課)

3 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正内容

(1) 介護時間の取得要件の緩和

始業又は終業に連続する時間にのみ取得可能とする取扱いを廃止し、1日のうち任意の2時間を超えない範囲での取得を可能とする。

【改正前】

勤務時間の始業又は終業に連続する時間にのみ
2時間の範囲内で取得可能（30分単位）

（例）

1h	勤務時間	1h
----	------	----

【改正後】

勤務時間のうち、任意の
2時間の範囲内で取得可能（30分単位）

（例）

勤務時間	1h	勤務時間	1h
------	----	------	----

(2) 3歳に満たない子を養育することを申し出た学校職員に対する意向確認等の措置を講ずる期間の規定

本人又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと
その他これに準ずる事実を申し出た学校職員

3歳に満たない子を養育することを申し出た学校職員
（措置を講ずるのは、1歳11か月に達する日の翌々日
から2歳11か月に達する日の翌日までの期間）

措置① 情報提供	出生時両立支援制度等その他の事項を知らせる。	育児期両立支援制度等その他の事項を知らせる。
措置② 意向確認	出生時両立支援制度等の請求等に係る意向を確認する。	育児期両立支援制度等の請求等に係る意向を確認する。
措置③ 意向確認	子の心身の状況又は育児に関する家庭の状況に起因して子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向を確認する。	3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向を確認する。
措置④ 意向配慮	学校職員の意向を確認した事項の取扱いに当たり、当該意向に配慮する。	

2 施行期日

令和7年10月1日から施行する。

改 正 案	現 行
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第一条～第十七条 (略) (介護時間の承認) 第十七条の二 (略) 2 (略) 3 <u>育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、一日につき二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u> 第十八条・第十九条 (略) <u>(三歳に満たない子を養育することを申し出た学校職員に対する意向確認等の期間)</u> <u>第十九条の二 条例第十八条の二第二項の県教育委員会規則で定める期間は、同項に規定する学校職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの期間とする。</u> 第二十条～第二十四条 (略)	学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第一条～第十七条 (略) (介護時間の承認) 第十七条の二 (略) 2 (略) 3 <u>介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する二時間(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲の時間とする。</u> 第十八条・第十九条 (略) <u>(新設)</u> 第二十条～第二十四条 (略)

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第三項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する二時間（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該」を「育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、一日につき」に改め、「」を削り、「範囲」を「範囲内」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（三歳に満たない子を養育することを申し出た学校職員に対する意向確認等の期間）

第十九条の二 条例第十八条の二第二項の県教育委員会規則で定める期間は、同項に規定する学校職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの期間とする。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。